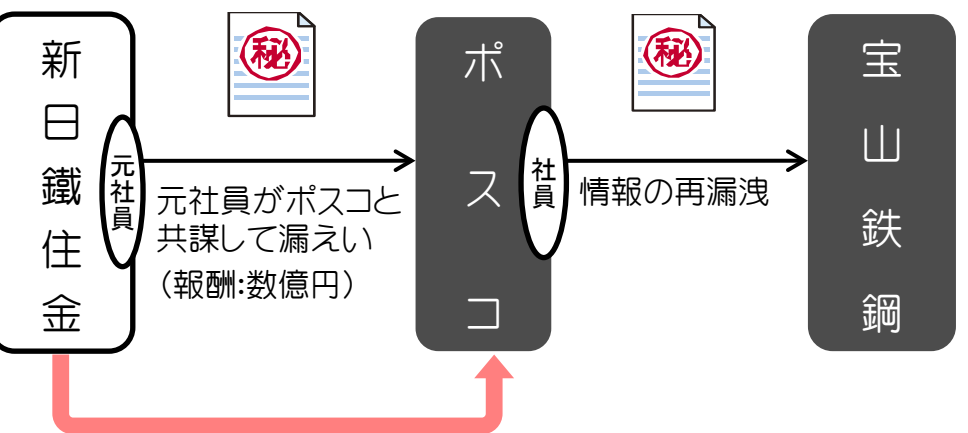


営業秘密保護強化に関する最近の政策展開について

平成 27 年 1 月
経 済 産 業 省

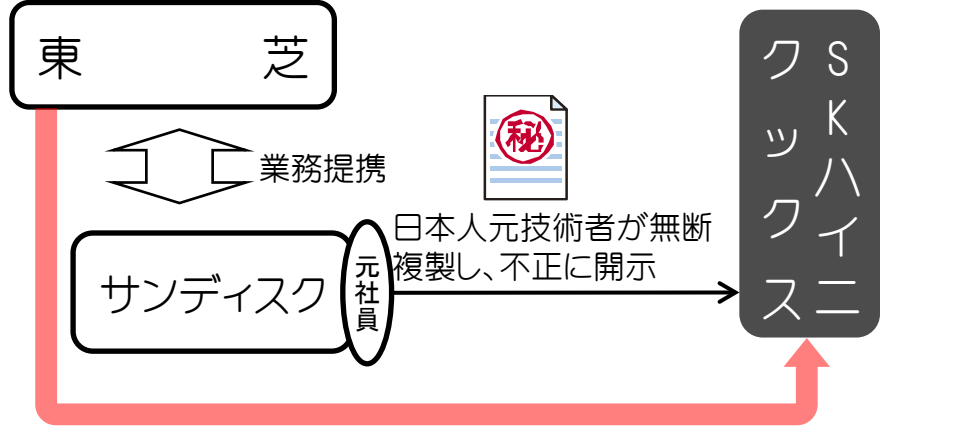
1-1 情報流出の現状(主な事例)

新日鐵住金 【漏洩】方向性電磁鋼板の製造プロセスおよび製造設備に関する情報(設計図等)



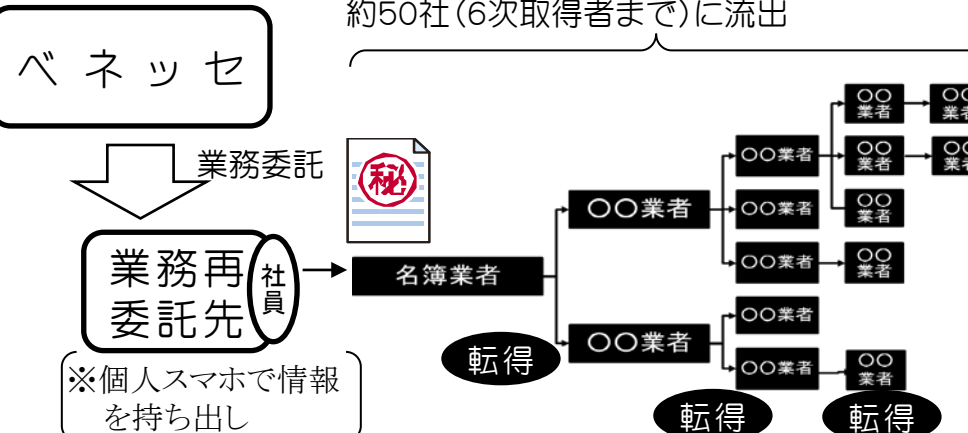
【現状】賠償(約1000億円)・差止め請求
(日本、米国、韓国で係争中)

東 芝 【漏洩】NAND型フラッシュメモリの仕様およびデータ保持に関する検査方法等



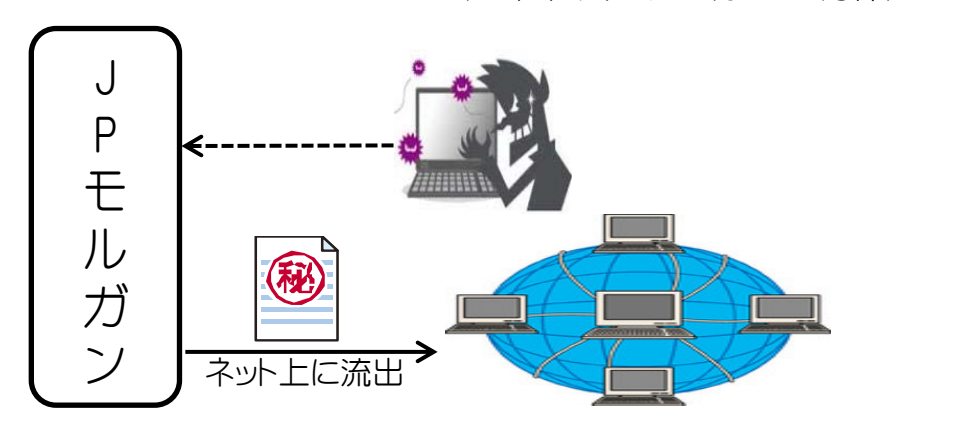
【現状】・賠償請求(約1100億円) →2014年12月に和解(約330億円)
・元社員の逮捕(公判前整理手続中)

ベネッセ 【漏洩】氏名・住所等の個人情報(約3000万人分)



【現状】刑事事件として東京地裁にて公判中

JPモルガン 【漏洩】氏名・住所・連絡先等の情報(企業・個人合わせ約8300万件)

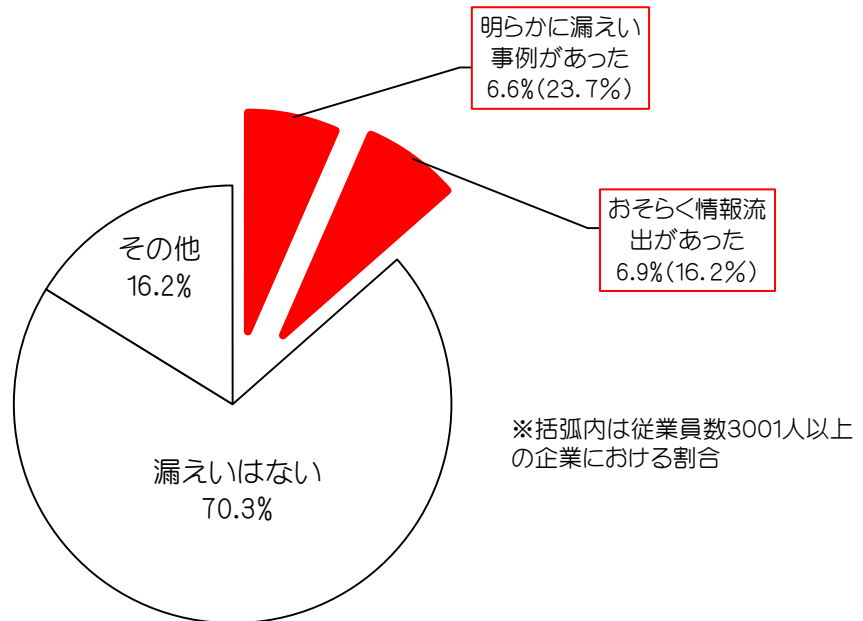


1-2 情報流出の現状 — 規模・態様

10%超の企業（大企業では約半数）が情報漏洩を経験。多くは、中途退職者など内部者が介在。

情報の漏洩の実態

(従業員や取引先など人材を経由したもの)



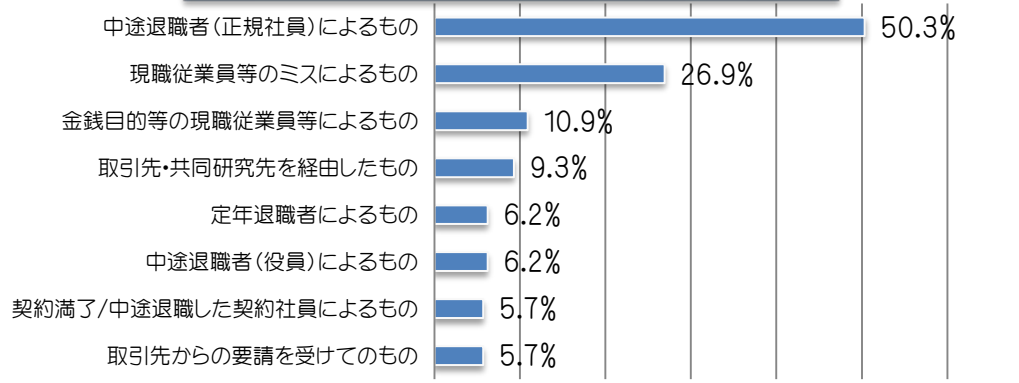
注1)「漏えいはない」と回答した企業のうち約3割は、漏洩が起こっていない要因について「特に何もしていない」ことを理由として挙げている。

注2)「明らかに漏えい事例があった」には、「明らかに漏えい事例があった」と「おそらく情報流出があった」の双方に「あった」と回答した企業を含んでいる。(0.9%)

注3) 帝国DBの「営業秘密に関する企業の実態調査(平成26年9月11日、回答者数約11,000社)」によれば、営業秘密の漏洩の疑いがあるとした企業は**9.5%(製造業では8.5%)**

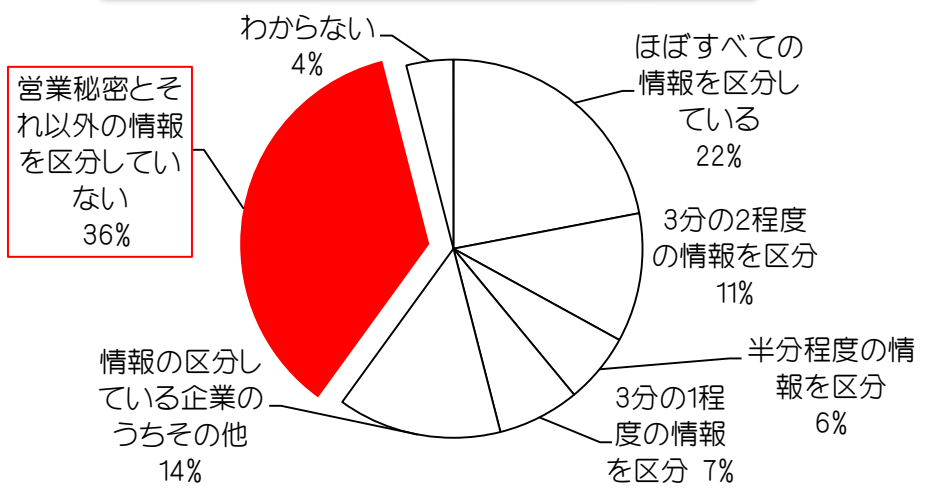
(出典) ・経済産業省『平成24年度 人材を通じた技術流出に関する調査研究』アンケート調査より(回答約3000社)
・帝国DB 営業秘密に関する企業の意識調査(平成26年9月11日:回答約11,000社)

情報漏洩ルート



(出典) 経済産業省『平成24年度人材を通じた技術流出に関する調査研究』アンケート調査より(回答約3000社)

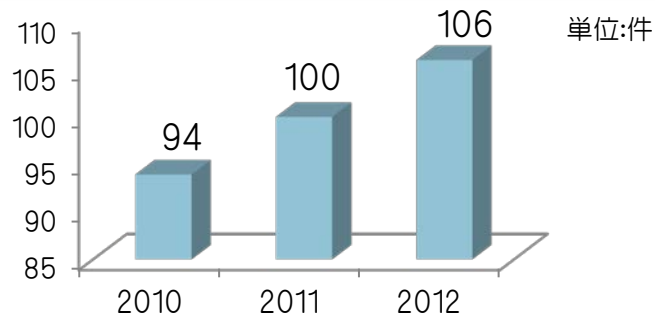
営業秘密情報の区分状況



(出典) ・経済産業省『平成24年度人材を通じた技術流出に関する調査研究』アンケート調査より(回答約3000社)

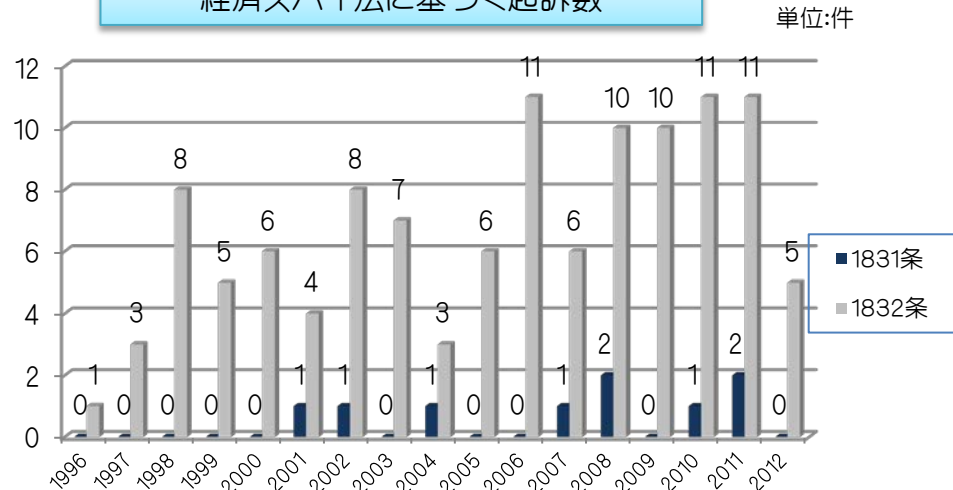
(参考) 米国における状況

FBIにおける営業秘密関連事案の進行調査件数



※捜査件数は、2008年に制定された、“Intellectual Property Act”に基づき集計されたもの
 出典: FBI, PRO IP ACT ANNUAL REPORT 2012, at 1 (2012年9月30日時点の統計)
 FBI, PRO IP ACT ANNUAL REPORT 2011, at 1; FBI, PRO IP ACT ANNUAL REPORT 2010, at 1.

経済スパイ法に基づく起訴数



※注 米国司法省等のプレスリリースや報道資料をもとに集計したもの

- 1996年から2012年にかけての経済スパイ法に基づく起訴数は124件(1831条:9件、1832条:115件)にのぼる。
- FBIによる営業秘密関連事案の調査件数も近年増加傾向。

出典: 経済産業省「諸外国における営業秘密保護制度に関する調査研究報告書」(2014)

経済スパイ法による判決事例

問題となった時期 (摘発時期等)	漏洩企業 (漏洩情報)	流出先	刑罰
2005年	GM社 (ハイブリッド電気自動車の開発に関する文書)	ミレニアム・テクノロジー・インターナショナル社(中)	懲役3年、罰金2万5000ドル(1832条)
2006年	トランスメタ社 (マイクロプロセッサの設計用のプログラム研究開発計画に関する文書等)	スーパービジョン社(中)	懲役1年1日、保護観察3年、罰金200ドル(1831条及び1832条)
2006年	グッドイヤー社 (タイヤ組立て機械の設計)	ワイコ社(米)	自宅監禁4ヶ月、執行猶予4年、社会奉仕150時間(1832条)
2009年	ボーイング社 (スペースシャトルや戦闘機などの航空・軍事技術)	企業への流出なし 中国出身従業員(エンジニア)	懲役188ヶ月、保護観察3年(1831条及び1832条)
2011年	フォード社 (フォード社の車両に独特の詳細な性能要件に関する試験方法等が記載されたシステム設計仕様書:約4000点)	上海汽車工業社(中)	約6年の懲役、保護観察2年、罰金1万2500ドル(1832条)
2011年	カーギルダウ社 (有機肥料の材料に関する営業秘密)	中国の大学	懲役87ヶ月(該当条文調査中)
2011年	モトローラ社 (第2世代携帯電話技術)	サン・カイセンス社(中)	懲役48ヶ月(1832条)
2012年	デュポン社 (パラアラミド・ファイバーの製造過程及び技術)	コロン社(韓)	係争中 (少なくとも2億2500万ドルの罰金)(1832条)
2012年	デュポン社 (二酸化チタンに関する営業秘密)	バンガン社(中)	15年の懲役刑、2780万ドルの違法収益の没収(1831条)

出典: 経済産業省「諸外国における営業秘密保護制度に関する調査研究報告書」(2014)
 知的財産協会「国際知財制度研究会資料」

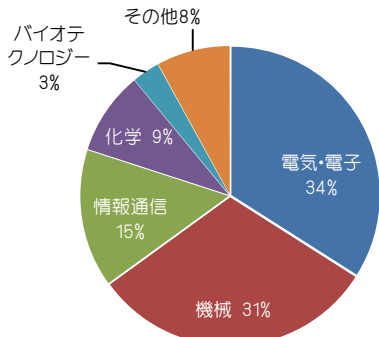
(参考)韓国における状況

韓国政府の推計によれば2010年までの5年間の技術流出被害額は369兆ウォン(約37兆円)
(出所:韓国特許庁、国家情報院産業機密保護センター調査)

韓国摘発件数(警察庁検挙数)	
摘発年	摘発件数
2005年	19
2006年	16
2007年	25
2008年	72
2009年	46
2010年	40
2011年	84
2012年	140

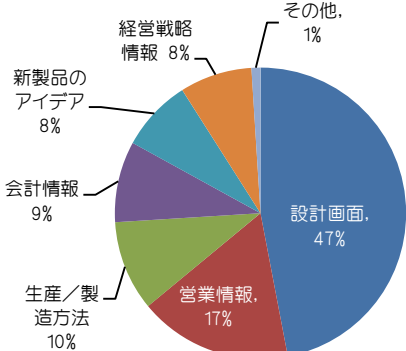
出典:産業技術の流出防止及び保護に関する総合計画(2013)

■2008年～2012年に摘発された技術流出分野の現状



出典: 特許庁「韓国における営業秘密保護に関する実態調査」(2014)

■営業秘密関連の刑事事件の内容別分布(合計356件)



不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律による判決事例			
摘発時期等	漏えい企業	流出先	漏えい情報
2004年	韓国企業A	台湾企業B	プラズマディスプレイパネルの技術情報
2005年	菓子メーカー	韓国企業C	菓子の製造方法
2007年	韓国企業D	韓国企業E	ニットテープ製造機械の設計図面等
2007年	韓国企業F	中国企業G	自動車自動変速機技術
2008年	韓国企業H	オーストラリア企業I	亜鉛精錬工法の技術
2009年	韓国企業J	韓国企業K	真空乾燥装置及び度厄供給装置に関する技術
2009年	LG電子社	中国ベンチャー企業L	エアコン工場の配置図面
2010年	韓国企業M	中国企業N	両開き冷蔵庫の製造技術
2010年	韓国企業O	中国企業P	3D技術
2011年	韓国企業Q	韓国企業R	回路図、品質管理に関する資料
2011年	韓国企業S	中国企業T	医薬品原料製造技術
2012年	サムスン社	中国企業U	ディスプレイの技術情報
2012年	韓国企業V	中国企業W	船舶部品の設計技術
2013年	家電メーカー	中国企業X	ロボット掃除機に関する営業秘密

出典: 特許庁「韓国における営業秘密保護に関する実態調査」(2014)より抜粋

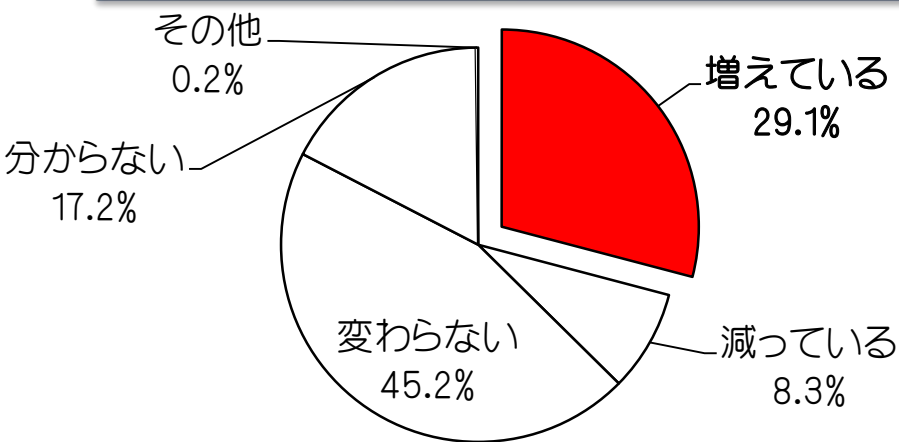
(参考) 「オープン・クローズ戦略」ー技術が秘匿化される傾向

(権利化されず)秘匿化される技術が増大。中には、経営の死命を制するものも存在。

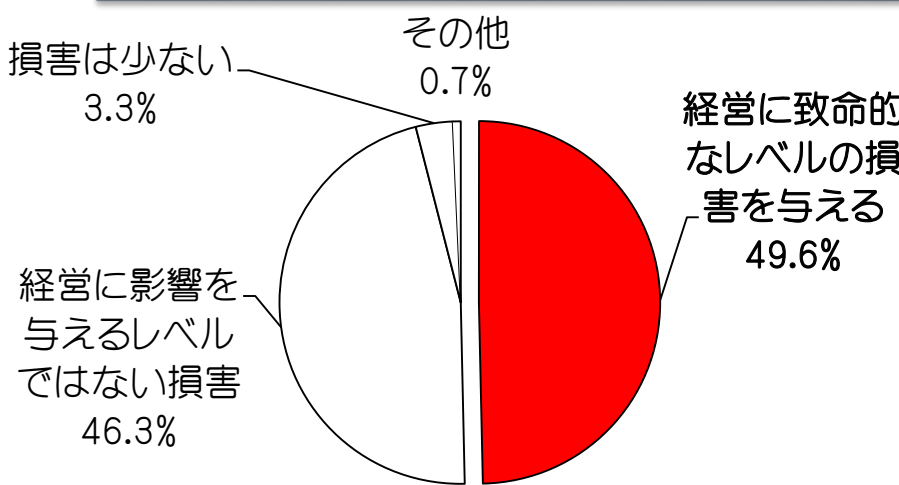
事業戦略に適した権利化、秘匿化(営業秘密)の使い分けが重要

	メリット	デメリット
特 許 (オープン)	強力な権利(20年)	世界に公開※ 費用を要する 権利期間後は誰でも自由使用可 ※機械翻訳の精度も向上ともあいまって、海外企業に製品改良のヒントを与えるとの指摘。
営業秘密 (クローズ)	非公開(無期限)	いったん漏えいすれば無価値となるおそれ 他社の独自開発は自由

特許要件を満たす発明の秘匿化
(5年前との比較での増減)



最重要の秘匿技術が漏洩した場合の影響



出典:平成26年度経産省委託NTTデータ「営業秘密保護のあり方に関するアンケート」
(従業員300人以上の製造業540社への調査)

2-1 営業秘密保護に関する現行制度

不正競争防止法上の営業秘密に該当すれば、民事・刑事両面で法的に保護される

営業秘密のイメージ

(例) 設計図、製造原価、実験データ、原料配合比率、顧客情報、販売マニュアル、財務データ、仕入先リスト
(紙、電子媒体、金型など様々な形態)

営業秘密の定義(保護要件)

有用性

有用な営業上の情報であること。
(紙、プログラム、化体した金型など様々な形態)

✕ 有害物質の垂れ流し、脱税等の反社会的な活動についての情報

非公知性

保有者の管理下以外では、一般に入手できないこと。

✕ 刊行物等に記載された情報

秘密管理性

秘密として管理されていること。

侵害

不正競争防止法上の措置

※注 不法行為法の特則としての位置づけ

民

事

- 侵害の差止・予防、賠償 (3条、4条)
- 被告に対する具体的態様明示義務 (第6条)
- 損害額の推定 (第9条)
- 秘密保持命令 (準備書面等に営業秘密が記されている場合、10条)

刑

事

- 図利・加害目的の不正な取得・使用又は開示行為を処罰 (21条。懲役:10年以下、罰金:1000万円以下(法人3億円))
※注 公益通報、残業、労働運動目的等は処罰対象外。

刑事訴訟手続の特例

- 公判における営業秘密の記号等による呼称 (23条)
- 公判期日外の証人尋問等 (26条)

2-2 営業秘密保護の強化 ー産構審における集中的な議論

昨年9月に小委員会を設置。技術流出防止、営業秘密の保護強化のための対策を集中的に検討中。

自民党知的財産調査会（保岡興治会長、三原朝彦事務局長）
「産業活性化小委員会7の提言」（平成26年5月27日）



『日本再興戦略 改訂2014』（抄）（平成26年6月閣議決定）

3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国 ii) 知的財産・標準化戦略の推進

①職務発明制度・営業秘密保護の強化

官と民が連携した取組による実効性の高い営業秘密漏えい防止対策について検討し、早急に具体化を図り、次期通常国会への関連法案の提出及び2014年中の営業秘密管理指針の改訂を目指す。

『知的財産推進計画2014』（抄）（平成26年7月知的財産戦略本部決定）

3. 営業秘密保護の総合的な強化

企業の秘密管理レベルの向上、刑事罰による抑止力、民事救済の充実という3つの視点から、①「国」による企業への支援や法制度の見直し、②管理体制の構築や有事の捜査当局への協力などの「企業」の取組、③その両者が協働することで更なる営業秘密保護強化を図る「官民連携」という三位一体での総合的な取組について、できるところから迅速に実行に移すという考え方のもと、強力に進めることが求められる。

○今後取り組むべき施策

- ・営業秘密保護法制の見直し
- ・営業秘密管理指針の改訂
- ・営業秘密管理のワンストップ支援体制の整備
- ・官民の情報共有
- ・捜査当局との連携
- ・産業界の営業秘密保護取組レベル向上

営業秘密の保護・活用に関する小委員会委員

～産業界、学者、裁判所代表、法曹等で構成～

<委員長>

後藤 晃 政策研究大学院大学教授

<委員>

相澤 英孝 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
飯田 圭 日本弁理士会不正競争防止法委員会・貿易円滑化対策委員会委員 弁護士・弁理士

石井 夏生利 筑波大学図書館メディア系准教授
伊藤 眞 早稲田大学大学院法務研究科教授

岡村 久道 英知法律事務所 弁護士
久貝 卓 日本商工会議所常務理事
久慈 直登 日本知的財産協会専務理事
齋藤 憲道 経営法友会評議員・同志社大学法学部教授

末吉 互 潮見坂綜合法律事務所 弁護士
鈴木 千帆 東京地方裁判所判事
高山 佳奈子 京都大学大学院法学研究科教授
長澤 健一 キヤノン株式会社取締役・知的財産法務本部長
野口 祐子 グーグル株式会社法務部長 弁護士
林 いづみ 永代総合法律事務所 弁護士
春田 雄一 日本労働組合総連合会経済政策局部長
三原 秀子 帝人株式会社帝人グループ理事・技術本部長補佐（知的財産担当）

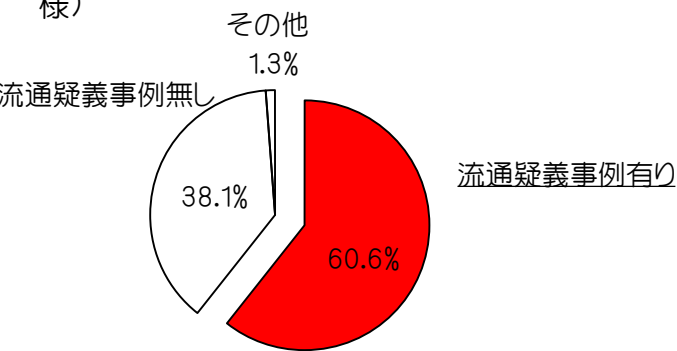
宮島 香澄 日本テレビ報道局解説委員
柳生 一史 日本経済団体連合会知的財産委員会企画部会委員
味の素株式会社 上席理事 知的財産部長

横山 久芳 学習院大学法学部教授
（オブザーバー） 法務省刑事局、法務省民事局

3-1 産構審報告書案における制度整備の方向性(民事規定)

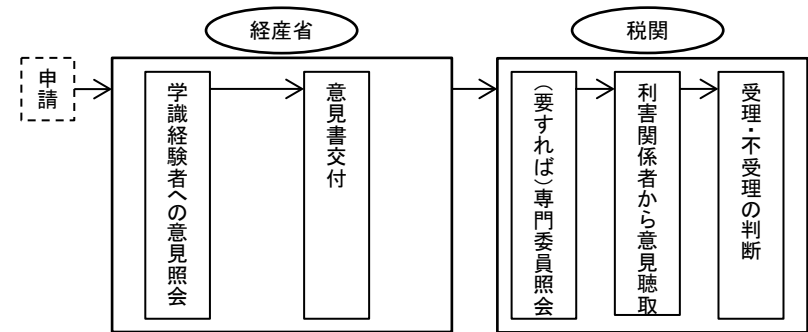
①営業秘密使用物品の譲渡・輸出入

営業秘密侵害に対する抑止力向上の観点から、営業秘密の不正使用に加え、当該使用によって製造された侵害物品の譲渡・輸出入を禁止する。(特許権侵害物品等と同様)



出典:平成26年度経産省委託NTTデータ
「営業秘密保護のあり方に関するアンケート」
(従業員300人以上の製造業540社への調査))

(参考1) 不正競争防止法違反物品の輸入差止め申立手続き
(技術的制限手段の例)



(参考2) 米韓における営業秘密使用物品の差止め実績
・米国:7件(1982年以降)
・韓国:2件(2002年以降)

②立証負担の軽減

民訴法上の原則

- <原告が立証>
・被告が製造ノウハウ(営業秘密)を不正取得

・被告が当該ノウハウを不正使用

改正後

- <原告が立証>
・被告が製造ノウハウ(営業秘密)を不正取得

<被告が立証>
・当該ノウハウを使用していないこと
※注 被告が立証できなければ、賠償・差止め等の判決を受ける。(損害額の推定規定(譲渡数量×単位当たり利益額)の適用有)

考え方

- ・不正使用の証拠は被告に偏在しており、原告の立証困難
- ・民訴法の文書提出命令は被告文書(作業標準等)の特定が前提。
→勝訴率2割弱(民訴全体8割)

(参考) 日韓における営業秘密関連民事訴訟判決数
日本:13件/韓国:59件(いずれも2012年度)

出典:「韓国企業の営業秘密被害実態調査報告書」(韓国特許庁)判例DB

③除斥期間

現 行

10年

改正案

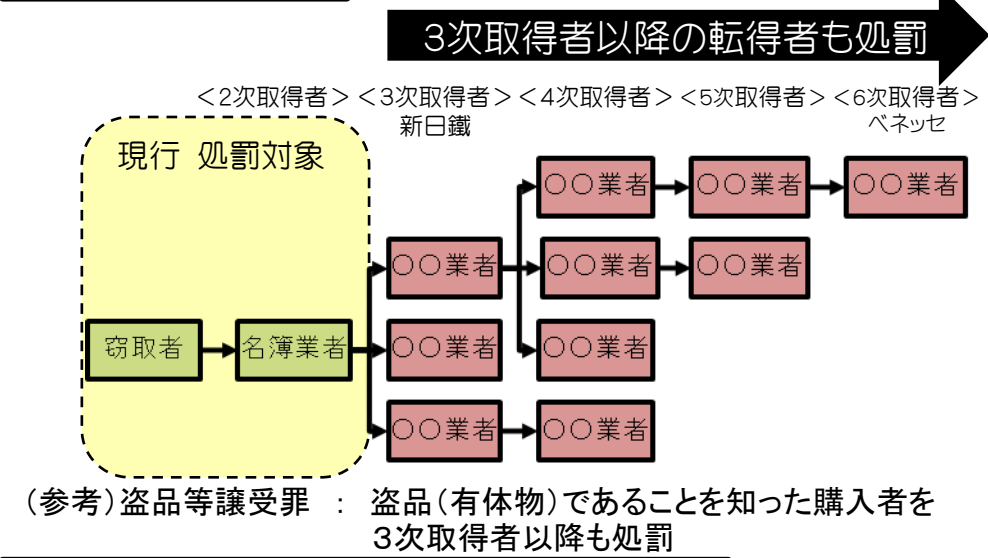
20年

→

(参考) 新日鐵住金株式会社の高機能鋼板の製造プロセスに関する技術は、1987年頃から漏洩。(報道)

3-2 産構審報告書案における制度整備の方向性(刑事罰の範囲)

①企業情報の拡散

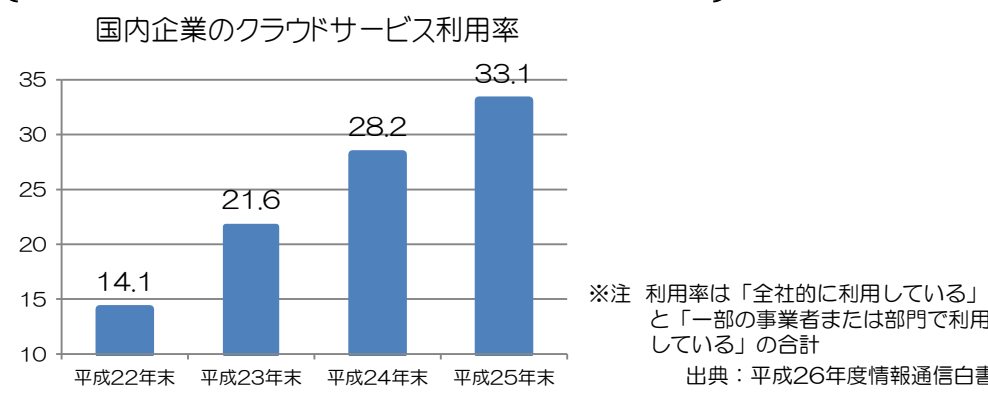


②営業秘密使用物品の譲渡・輸出入(再掲)

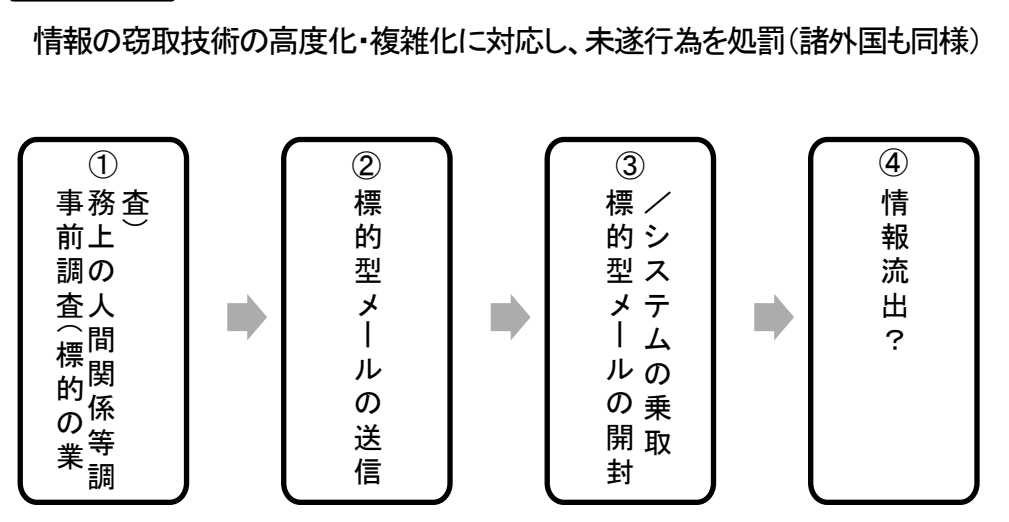
③「クラウド」の急速な普及

クラウド(インターネット上に保管された企業情報)
＝サーバーの物理的な所在は海外であることが多い

⇒ 処罰対象



④未遂



(参考) サイバー攻撃事例(各種報道等による)

攻撃時期等	攻撃対象	被害内容	企業・団体情報
2011年8月	三菱重工業	無し	原発プラント・防衛装備品
2013年5月	ヤフージャパン	最大2200万件のID流出	情報・通信業
2014年4～9月	ホーム・デポ	約5600万枚のカード情報流出	ホームセンター
2014年5月	USスチール	未公開	製鉄会社
2014年5月	ウェスチングハウス	最新型原子炉に関する技術情報	原子力事業(原子炉)
2014年6月	JPモルガン	約8300万の顧客情報流出	証券会社
2014年11月	ソニー・ピクチャーズ	個人情報・未公開映画(被害額1億ドル)	メディア企業

3-3 産構審報告書案における制度整備の方向性(法定刑)

近年の被害事例の高額化を踏まえた抑止力の向上が課題。

(例)新日鐵VSポスコ(株) 元社員の報酬は数億円。新日鐵は約1000億円の賠償を請求。

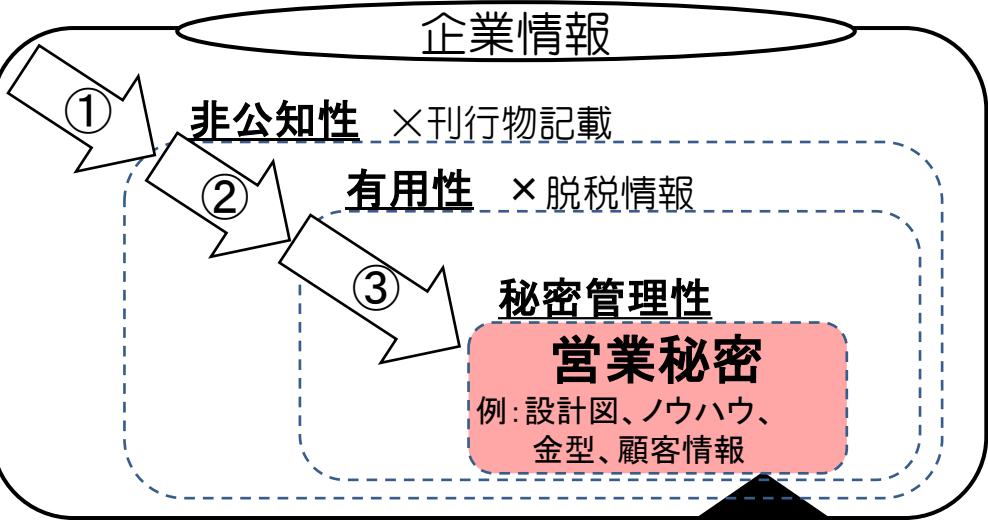
現 行		改正案	(参考) 海外の法制															
①懲役・罰金刑	10年以下 1000万円以下	→ (変更無し) 引き上げ	<table><tr><th></th><th>自 然 人</th><th>法 人</th></tr><tr><td>日本 (不正競争防止法)</td><td>・10年、1000万円</td><td>・3億円</td></tr><tr><td>米国 (経済スパイ法)</td><td>・10年、罰金上限なし ・犯罪収益は没収 (外国政府漏えい目的は15 年以下、500万ドル以下)</td><td>・500万ドル(約5億円)以下 ・犯罪収益は没収 (外国政府関与は1000万ド ル又は不当利得額の3倍)</td></tr><tr><td>韓国 (不競法、産業技 術流出防止法)</td><td>・5年、5000万ウォン (違反行為による利得額が 500万ウォンを超える場 合は、不当利得額の2～ 10倍以下 外国で使用する目的での 漏えいの場合は10年以下、 1億ウォン以下)</td><td>・犯罪収益は没収</td></tr><tr><td>ドイツ (不正競争防止法)</td><td>・3年以下(外国開示、使用 の場合等は5年) ・罰金は上限なし</td><td>・100万ユーロ以下 ・犯罪収益は没収</td></tr></table>		自 然 人	法 人	日本 (不正競争防止法)	・10年、1000万円	・3億円	米国 (経済スパイ法)	・10年、罰金上限なし ・犯罪収益は没収 (外国政府漏えい目的は15 年以下、500万ドル以下)	・500万ドル(約5億円)以下 ・犯罪収益は没収 (外国政府関与は1000万ド ル又は不当利得額の3倍)	韓国 (不競法、産業技 術流出防止法)	・5年、5000万ウォン (違反行為による利得額が 500万ウォンを超える場 合は、不当利得額の2～ 10倍以下 外国で使用する目的での 漏えいの場合は10年以下、 1億ウォン以下)	・犯罪収益は没収	ドイツ (不正競争防止法)	・3年以下(外国開示、使用 の場合等は5年) ・罰金は上限なし	・100万ユーロ以下 ・犯罪収益は没収
	自 然 人	法 人																
日本 (不正競争防止法)	・10年、1000万円	・3億円																
米国 (経済スパイ法)	・10年、罰金上限なし ・犯罪収益は没収 (外国政府漏えい目的は15 年以下、500万ドル以下)	・500万ドル(約5億円)以下 ・犯罪収益は没収 (外国政府関与は1000万ド ル又は不当利得額の3倍)																
韓国 (不競法、産業技 術流出防止法)	・5年、5000万ウォン (違反行為による利得額が 500万ウォンを超える場 合は、不当利得額の2～ 10倍以下 外国で使用する目的での 漏えいの場合は10年以下、 1億ウォン以下)	・犯罪収益は没収																
ドイツ (不正競争防止法)	・3年以下(外国開示、使用 の場合等は5年) ・罰金は上限なし	・100万ユーロ以下 ・犯罪収益は没収																
②海外重課	無し	→ 引き続き検討																
③告訴の要否	親告罪	→ 非親告罪																
【考え方】 親告罪とした理由は刑事裁判における営業秘密漏えいへの懸念 → ・不競法改正(刑事訴訟手続特例。23年改正)及び利用実績 ・漏洩被害者と保有者の不一致(個人情報、下請企業情報等) ・取引先への告訴の困難性																		
④犯罪収益没収(個人)	無し	→ 引き続き検討																
【考え方】 営業秘密の不正使用により得られる利益や営業秘密持ち出しの対価として支 払われる多額の報酬と比較して、罰金刑のみでは抑止力として十分ではない。																		
⑤犯罪収益没収(法人)	無し	→ 引き続き検討																
【考え方】 法人の犯罪行為能力を巡る理論的整理。実務上の収益額算定の可否。																		
⑥罰金刑(法人重課)	3億円	→ 引き上げ																

(参考) 営業秘密保護法制に関する各国比較

			日本 (不正競争防止法)	米国 (経済スパイ法)	韓国 (不競法、産業技術流出防止法)	ドイツ (不正競争防止法)
刑事	処罰範囲	行為	取得・使用・開示 (二次取得者まで)	取得 (制限なし)	取得・使用・開示 (制限なし)	取得・使用・開示 (制限なし)
		国外犯	・日本企業に対して侵害行為(上記の使用・開示のみ)がなされた場合	・米国企業に対して侵害行為(上記の取得)がなされた場合	・韓国企業に対して侵害行為(上記の取得・使用・開示)がなされた場合	・ドイツ企業に対して侵害行為(上記の取得・使用・開示)がなされた場合
		犯罪成立時期	既遂のみ	共謀・未遂 〔共謀者のうちの1人以上が目的達成のための何らかの行為をなす必要〕	陰謀・予備・未遂	共謀・未遂
	法定刑	自然人	10年、1000万円以下	10年、罰金の上限なし(※) 〔・外国政府・機関に便益を与えるために営業秘密を取得した場合については、15年以下、500万ドル ・犯罪収益は没収可能 ※量刑ガイドライン上、25万ドル以下又は利得額の2倍、のいずれか大きい額〕	5年、5000万ウォン以下 〔違反行為による利得額が500万ウォンを超える場合は、 <u>不当利得額の2～10倍以下</u> 外国で使用する目的での漏えいの場合は10年以下、1億ウォン以下〕	3年以下(罰金は上限なし) 重大な事例は5年以下 〔①職業上行う場合 ②開示の場合にはその秘密が外国で利用されるであろうことを知っていた場合 ③第2項第2号に基づく使用を自らが外国で行う場合〕
		法人	3億円以下	500万ドル(約5億円)以下 〔外国政府・機関が関与する場合は、1000万ドル又は不当利得額の3倍以下〕	×	100万ユーロ以下
	告訴の必要性		必要	不要	不要	不要 〔特別の公共の利益がある場合〕
	営業秘密侵害物品の輸入禁止		制度なし	○	○	制度なし
民事	立証責任／証拠収集		—	ディスカバリ	—	査察命令

4 営業秘密保護の強化 — 営業秘密管理指針の改訂等

現 状



- ・経産省が営業秘密管理の強化を行う企業を支援するため策定。
- ・秘密管理性等について判例(100程度)での考慮事項を分析・分類。
- ・捜査、裁判実務で考慮されることが多いとの指摘。

主な内容

秘密管理性のポイント＝

- 「アクセス制限」と「客観的認識可能性」
- ⇒「人的」「物理的」「組織的」管理が必要
- アクセス制限: 施錠保管、入室制限、パスワード設定、社内規程による対象情報の明確化等
- 客観的認識可能性: 「秘」表示、研修、組織管理体制、ISOの取得、朝礼等の従業者教育、工場見学制限、守秘契約等

今 後

【産構審での議論】

- ・営業秘密の保護のため、最低限必要なことが不明。大企業でも指針記載事項(全97項目)の半分も実現不能。
- ・(地裁、高裁)判例に混乱がある。一部判例は営業秘密の流出差止めに対して、「鉄壁」の管理を求めるが、非現実的。
(参考) ノックスエンタテインメント事件(東京地判平16年4月13日)
「中小企業であっても、ファイルに「社外秘」と記載するだけでは不十分。営業時間内でも保管している書棚を毎回施錠することやコピーをする場合にはその都度部数を確認し使用後に回収すること」が求められた事例。
- ・営業秘密の漏洩を防止できなければ研究投資が無駄になり、イノベーションを妨げる。

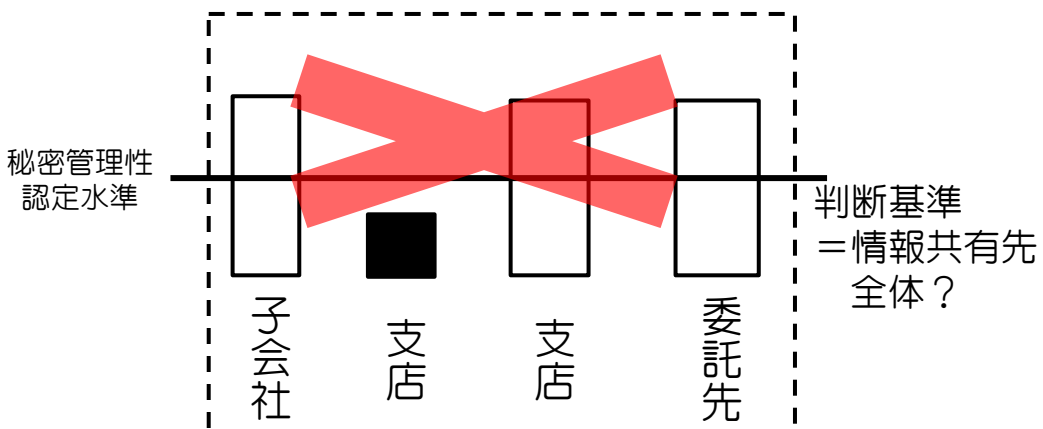


【改訂の方向性】

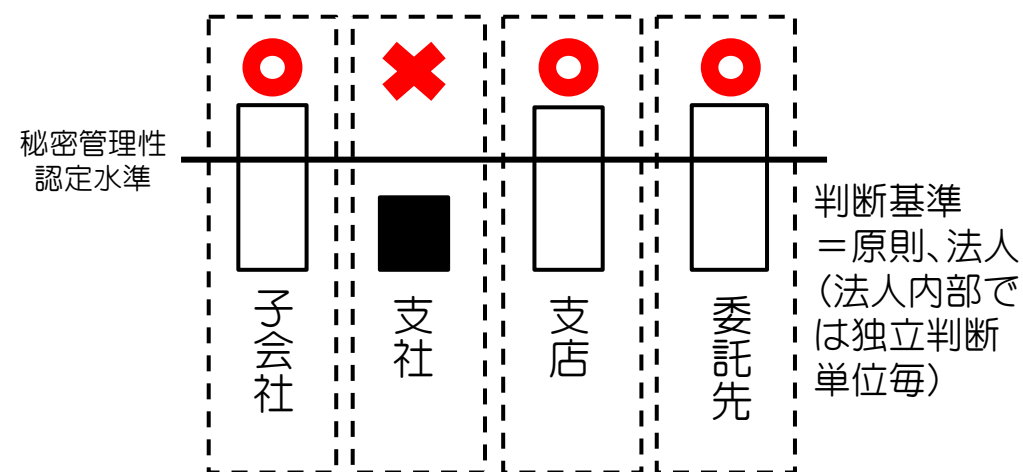
- 秘密管理性要件の趣旨＝社員等に対し、何が営業秘密かを明らかにすることで不測の嫌疑を回避。
⇒ 特定の情報を秘密として管理する企業意思を社員が容易に認識できる「認識可能性」があれば足りる。
(状況に応じた合理的手段(アクセス制限等)で達成)
(合理的手段の例)
紙媒体: 合理的区分と「秘」表示
非文書(金型、デザイン): 営業秘密をリスト化し、共有化
無形情報: 転職可能性を阻害しないよう、原則、可視化
- なお、解釈(指針)とグッドプラクティスを別に編成。

(参考)営業秘密管理指針の改訂

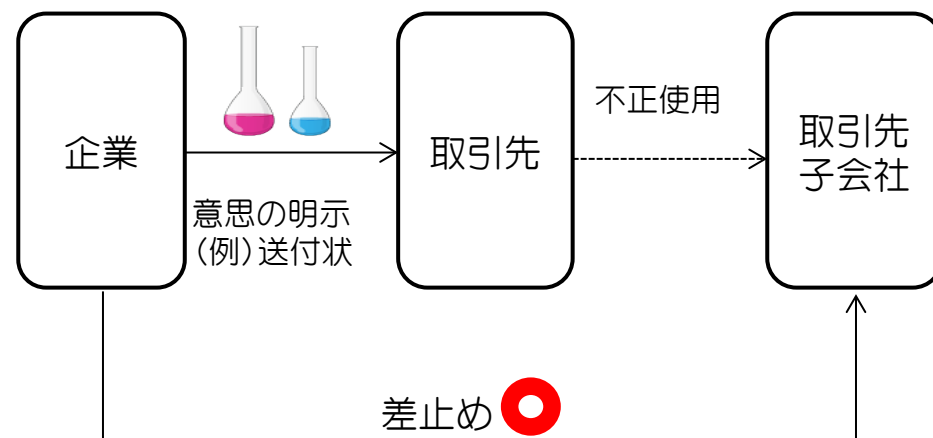
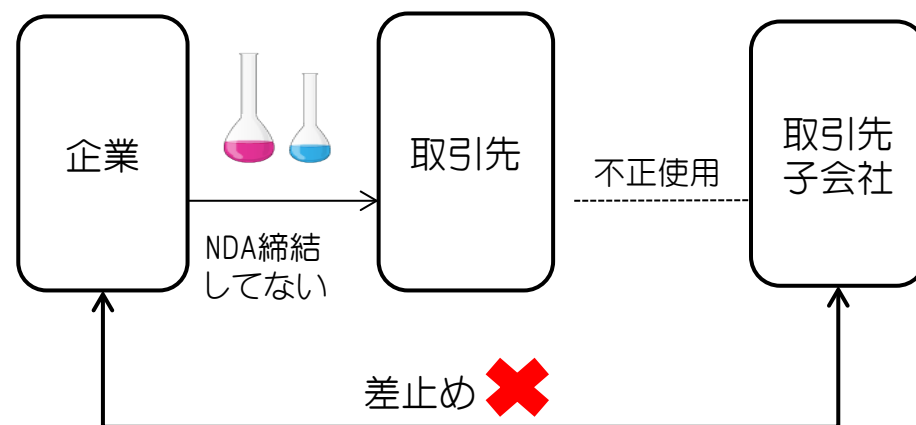
関連会社・委託先との営業秘密共有



1箇所の共有先(関連会社・委託先等)の管理不徹底によって、情報流出が止められない？



取引先による不正使用



(参考) 諸外国の動向

米 国

「営業秘密侵害を低減するための米国政府戦略」(ホワイトハウス:2013年2月)

(1) 海外における営業秘密保護のための外交上の取組

- ・他国に対する営業秘密保護の働きかけ
- ・外交ツールの活用(TPP等)

(2) 企業による自己防衛の促進

- ・企業がベストプラクティスを促進することに対する政府の支援

(3) 司法当局による捜査や摘発

- ・国土安全保障省の法執行部門と司法省との連携
- ・国家情報長官による民間企業への侵害行為の特定や予防についての情報提供

(4) 法改正の検討

- ・経済スパイの量刑引上げ検討

(5) 広報・啓発活動

E U

「営業秘密保護指令案」(2013年11月)

- ・2014年5月にEU理事会が承認。今後、欧州議会での審議・採択を経て施行が見込まれる(時期未定)
 - 営業秘密のEU統一的定義(第2条)
 - 営業秘密の不正な取得、使用及び開示行為(第3条)
 - 裁判手続きにおける営業秘密秘匿措置(第8条)
 - 暫定救済措置(第9条)
 - 差止・是正措置(第11条)

※注 欧州委員会が2012年に実施した委託調査によれば、直近10年間に営業秘密侵害にあった/あいさうになった企業が20%超(110/537社)

韓 国

産業技術流出防止法(2006年)

- ・国が国家核心技術(8分野(※)58技術)を指定。(企業等に、流出防止に向けた保護措置を義務づけ。)
(※)8分野:電気電子、自動車、鉄鋼、造船、原子力、情報通信、宇宙、バイオテクノロジー

(国家情報院)産業機密保護センターの設立(2003年)

- ・産業スパイの捜査と事前予防活動の実施

営業秘密保護センターの設立(2012年)

- ・企業の営業秘密保護・管理活動のワンストップ支援(相談、営業秘密保有事実証明)

官民連携の取組

- ・産業保安協議会(国家情報院)
 - 官民の円滑な情報交流と協力を通じた共同対応システムを構築するために国家情報院が運営。
 - 電子情報通信・生命工学・化学・機械の4分野85企業が参加。
- ・産業保安CEO協議会(2006年)
 - サムスン電子など国内12社の主要企業の経営者(CEO)が参加。官民の共同体制による技術保護を強化。